



資料 6

軽再エネ第 35 号
令和 3 年 9 月 21 日

合同会社軽米尊坊ソーラー
代表社員 一般社団法人軽米東ソーラー
職務執行者 本郷 雅和 様

軽米町長 山本 賢一



設備整備計画の変更に係る認定通知書

令和 3 年 9 月 8 日付けで申請のあった設備整備計画の変更については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 8 条第 4 項の規定に基づく岩手県知事の同意を得た上で、同条同項の規定に基づき、別紙のとおり認定条件を附して、認定をします。

別紙

認定条件

以下の条件に従って設備整備計画の実施を行わない場合、認定を取り消すことがあります。

○基本事項

「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」に定める事項を遵守すること。

○開発行為等関係事項

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第11条第1項の規定により、森林法第10条の2第1項の特例措置が適用されるものであることから、次に掲げる条件に従って開発行為を行うとともに、その他開発規制法等を遵守すること。

- 1 近年、ゲリラ豪雨に関連する災害の発生が全国各地で見受けられることから、異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じること。
- 2 軽米町及びSSJメガソーラー59 合同会社との間で平成28年11月4日に締結し、平成30年3月27日に合同会社軽米尊坊ソーラーが承継した「残置森林等の維持・管理に関する協定書」を遵守すること。
- 3 軽米町及びSSJメガソーラー59 合同会社との間で平成28年11月4日に締結し、平成30年3月27日に合同会社軽米尊坊ソーラーが承継した「開発協定書」を遵守すること。
- 4 軽米町及びSSJメガソーラー59 合同会社との間で平成28年11月4日に締結し、平成30年3月27日に合同会社軽米尊坊ソーラーが承継した「自然環境の保護等に関する協定書」を遵守すること。

なお、同協定書第3条に定める、事業完了後の森林への回復を確実に行うとともに、第4条に定める、希少野生動植物の保護措置等について、適切に行うこと。

- 5 軽米町及びSSJメガソーラー59 合同会社との間で平成28年11月4日に締結し、平成30年3月27日に合同会社軽米尊坊ソーラーが承継した「軽米町自然のめぐみ基金に関する協定書」を遵守すること。
- 6 軽米町及びSSJメガソーラー59 合同会社との間で平成29年1月11日に締結し、平成30年3月27日に合同会社軽米尊坊ソーラーが承継した「再生可能エネルギー発電設備の原状回復等に関する協定書」を遵守すること。
- 7 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

- 8 調整池、沈砂池及び水路等の防災施設の設置を先行して行い、開発行為は下流に対する安全を確認したうえで行うこと。
- 9 認定した区域を越えて開発することのないように、開発行為に係る森林区域等をポール等により位置を明確にし、軽米町及び県の担当職員の確認を受けたうえで開発行為に着手すること。
- 10 開発行為の施行中において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、軽米町及び所轄広域振興局長等に届け出ること。
- 11 県の担当職員が開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 12 施行状況について、毎年5月末日現在の進捗状況をそれぞれ6月10日までに所轄広域振興局長等に報告すること。
- 13 認定した開発計画の内容を変更する場合において、①開発行為に係る森林面積を20パーセント以上又は1ヘクタール以上増加させようとする場合、②林地開発許可技術基準に記載の残置森林率又は森林率の割合を下回る変更をしようとする場合、③重要な防災施設を廃止し、又はその構造を著しく変更しようとする場合、④開発目的を変更しようとする場合、には開発行為の計画を変更する前に、軽米町長から設備整備計画変更の認定を受けること。
- 14 13に規定する事項以外の開発行為の計画を変更する場合は、変更後の開発行為に着手する前に林地開発計画変更届出書を提出すること。
- 15 「岩手県林地開発許可制度実施要綱」を遵守するとともに、所要の届出等の手続きを遅滞なく行うこと。
- 16 完了確認前に開発行為の目的となる営業行為等を行わないこと。
- 17 開発行為は、認定の日から起算して1年以内に着手すること。
- 18 完成後に外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等については、形状、寸法、施行状況が確認できる写真及び材料購入伝票等の資料を作成すること。(別紙1「現場写真撮影要領」を参照)